

## 業務方法書について

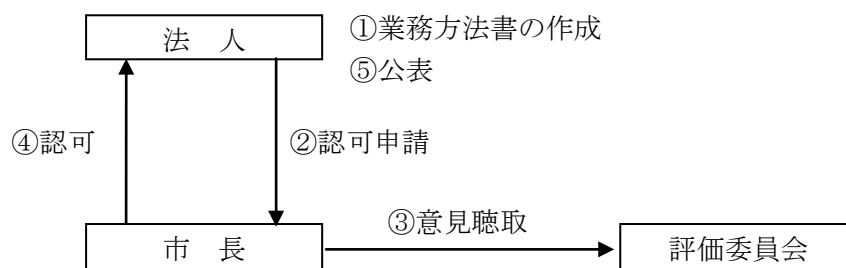
### 1 業務方法書とは

地方独立行政法人（以下「法人」という。）の業務の要領を記載した書類のこと。

法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、市長の認可を受けなければならない（地方独立行政法人法（以下「法」という。）第22条第1項）。

### 2 評価委員会の意見

市長は、法人が作成した業務方法書を認可する際に、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くことが必要（法第22条第3項）。



### 3 業務方法書の記載内容

業務方法書の具体的記載内容は、法令等では特に示されておらず、どのような事項を規定するかは、設立団体の規則に委ねられている（法22条第2項）。

規則で定める業務方法書の記載内容については、他の先行法人の業務方法書を参考に、産技研としてのオリジナルの部分を検討して作成した。基本的な記載内容と対応する条文は次のとおり。

| (記載事項)              | (対応する条文)   |
|---------------------|------------|
| ① 業務の執行に関する事項 . . . | 第2条        |
| ② 業務の内容に関する事項 . . . | 第3条～第13条   |
| ③ 業務の委託に関する事項 . . . | 第14条, 第15条 |
| ④ 契約の方法に関する事項 . . . | 第16条       |

### 4 参考条文

○地方独立行政法人法（抄）

（業務方法書）

第22条 地方独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、設立団体の規則で定める。

3 設立団体の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 地方独立行政法人は、第1項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

○地方独立行政法人京都市産業技術研究所定款（抄）

（業務の範囲）

第16条 法人は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 京都市産業技術研究所を設置し、これを管理すること。
- (2) 技術相談、試験・分析、人材育成、研究開発等を行い、及びその成果を普及し、又は技術を移転すること。
- (3) 新産業の創出に関する技術支援その他の支援を行うこと。
- (4) 試験・分析、研究開発、調査等のための設備及び施設の提供に関すること。
- (5) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（業務の執行）

第17条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書に定めるところによる。